

South China - Asia Business Report

Vol. 76
October
2018

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs

Topics

日台アライアンスの「落とし穴」への考察 ～日台アライアンスを成功に導くために～	3
香港医療市場への参入にかかる考察	8

Regional Business

Vietnam

ベトナム法人からの資金・利益還流	11
------------------	----

Cambodia

カンボジアの社会保険制度と実務上の運営	14
---------------------	----

India インドの税制 [70]

代理人PEの最新動向	17
------------	----

Singapore

シンガポールの租税条約と居住者証明(COR)	20
------------------------	----

China

「最高人民法院による『中華人民共和国保険法』の適用にかかる若干問題に関する解釈(四)」の解説	23
--	----

China 解説 中国ビジネス法務 [31]

外資参入に関する新ネガティブリストの施行	27
----------------------	----

Macro Economy

アジア経済情報: アジア概況	31
----------------	----

Briefs**Topics****日台アライアンスの「落とし穴」への考察～日台アライアンスを成功に導くために～**

台湾への旅行者が必ず一度は呟く言葉を挙げるとすれば、「いま、日本にいるのかと錯覚したよ。」であろう。親日的で、日本製品への信頼が厚く、街を歩けば平仮名・カタカナ表記の看板や、誰もが知る日本ブランドのロゴが目に入る。日台の合弁企業が日本ブランドの店舗を運営し、多くの日本製品が簡単に市中で手に入る。このような環境から、「台湾企業との業務・資本提携は比較的容易である」と感じる日本企業は少なくないようだ。もちろん、その認識は誤っていない。しかしながら、日本企業同士の進め方とは異なる慣習、さらに世代交代による過去の文化とのズレは、日台アライアンスを進めるうえで、少なからず「落とし穴」となっているようだ。

本稿では、弊行台北支店ビジネスソリューション課が実際に取り扱った案件をもとに、初めて台湾企業と接触する日本企業や、台湾企業と長年のパートナー関係を築いてきたものの、代替わりによりコミュニケーションに難しさを感じている日本企業が陥りがちな「落とし穴」を解説するとともに、回避のための留意点や解決方法について考察する。

香港医療市場への参入にかかる考察

香港は、平均寿命が日本を上回る世界一の“長寿大国”となっており、かつ少子高齢化が進行している。1996年から2016年の20年間で、中間年齢は34.2歳から43.4歳となり、55歳以上が全人口に占める割合は18.4%から31.1%にほぼ倍増した。かかる高齢化とともに、慢性病患者も増加の一途をたどっており、医療体系に重い負担がかかっている。他方、香港の民間医療事業者の間では近年、中国本土市場展開を進める動きが加速している。本稿では、香港における医療市場の概況と日本企業による当地市場への参入可能性について考察する。

Regional Business**[Vietnam] ベトナム法人からの資金・利益還流について**

ベトナム子会社から日本などの親会社に対して資金・利益を還流する方法として、主に配当・利子・ロイヤリティ・棚卸資産取引がある。それぞれの方法によって、制度や税務コストが異なってくるため、どのようなスキームを組むのか、さまざまな角度からの検討が必要である。本稿では、還流方法のメリット・デメリットや手続きについて解説する。

[Cambodia] カンボジアの社会保険制度と実務上の運営

カンボジアの社会保険制度は、2002年に制定された社会保険制度法に基づき、今日まで運用がなされているものの、あまり重要視されてこなかった。しかし、近年は法令改正が頻繁に行われており、今年から新たに健康保険制度も導入されるなど、変更の内容はカンボジア日系企業に大きな影響を与えている。そこで今回は、カンボジア社会保険制度および実務上の運営に関して紹介する。

[India] インドの税制 [70] 代理人 PE の最新動向

インドの 2018 年財政法において、代理人 PE リスクが高まる可能性のある修正が提案された。これにより、従来の要件を満たしていたとしても、代理人 PE リスクが発生する可能性がある。PE 認定された場合、法的・制度的な形態に関わらず、税務上はインドにおいて法人があるとみなされ、法人税の申告義務が生じる。本稿では、従来の考え方や提出されている修正案の留意点、ケーススタディを中心に解説する。

[Singapore] シンガポールの租税条約と居住者証明 (COR)

シンガポールに進出している日系企業は、日本の親会社との間や、日本の親会社がシンガポール以外の国に有する子会社、またはシンガポール法人自体が有する子会社との間で、国際取引を行っている場合がある。国際取引を行う際に、シンガポールもしくは各国で源泉徴収が必要となる取引が含まれていることがあり、国際取引の租税条約上の軽減税率を適用する場合に、居住者証明が必要となることがある。本稿では、この居住者証明とは何か、およびその入手時に留意すべき事項について解説する。

[China] 「最高人民法院による『中華人民共和国保険法』の適用にかかる若干問題に関する解釈(四)」の解説

中国保険市場の急速な発展に伴い、保険関連の訴訟件数は年々増加している。保険契約に関する紛争を性格に審理し、当事者の法的権利を保護するため、最高人民法院裁判委員会は 2018 年 5 月 14 日に「中華人民共和国保険法」の若干問題に関する解釈(四)を公布し、同年 9 月 1 日に施行した。「解釈四」は、財産保険(損害保険)契約における法の適用について主に規定しており、裁判基準の統一による消費者の権利保護と中国保険事業の健全な発展を目指している。本稿は、「解釈四」における保険目的(対象)物の譲渡、請求権代位および責任保険に関する法的問題について解説する。

[China] 解説 中国ビジネス法務 [31] 外資参入に関する新ネガティブリストの施行

2018 年 6 月 28 日に、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018 年版)」が公布され、同年 7 月 28 日から施行された。さらに、上海、天津、福建、広東など合計 11 カ所の自由貿易試験区については、全国版よりも一部緩和が進んだ内容のリストが 18 年 6 月 30 日に公布され、同年 7 月 30 日から施行されている。新たなネガティブリストにおいては、外資規制の削減・緩和がさらに進んでおり、日本企業をはじめとする外資企業による今後の中国投資にとって非常に重要な内容を含むことから、従来からの変更点を中心に解説する。

Macro Economy**アジア経済情報: アジア概況**

18 年 4~6 月期のアジアでは、成長率が 1~3 月期に比べて低下した国が多かった。国・地域別にみると、中国の成長率は前期から 3 四半期ぶりに低下した。純輸出のマイナス寄与が拡大したほか、金融リスク防止の引き締め策を受けて、インフラを中心に固定資産投資が減速した。

NIEs では、香港、韓国、シンガポールが減速した。特に香港は、前期の高成長からの反動で 9 四半期ぶりのマイナス成長となり、内外需ともに減少した。

ASEAN5 では、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムが減速したものの、マレーシアを除き景気の実態は悪くなかった。そのマレーシアは、間接税制の変更で消費が一時的に上振れた他は、各需要項目が低迷した。一方、インドネシアは小幅に加速した。消費などの内需が堅調だった。インドの成長率は 2 年ぶりの +8% 台に加速した。所得増加や稼働率上昇を背景として、消費と投資が堅調だった。

18~19 年を展望すると、世界経済の拡大および IT サイクルのいずれもピークアウトが想定される。このため、アジアの輸出は次第に伸びを鈍化させることになるだろう。



日台アライアンスの 「落とし穴」への考察 ～日台アライアンスを成功に導くために～

安本 佑 みずほ銀行 台北支店 ビジネスソリューション課

台湾への旅行者が必ず一度は眩く言葉を挙げるとすれば、「いま、日本にいるのかと錯覚したよ」であろう。親日的で、日本製品への信頼が厚く、街を歩けば平仮名・カタカナ表記の看板や、誰もが知る日本ブランドのロゴが目に入る。日台の合弁企業が日本ブランドの店舗を運営し、多くの日本製品が簡単に市中で手に入る。このような環境から、「台湾企業との業務・資本提携は比較的容易である」と感じる日本企業は少なくないようだ。もちろん、その認識は誤っていない。しかしながら、日本企業同士の進め方とは異なる慣習、さらに世代交代による過去の文化とのズレは、日台アライアンスを進めるうえで、少なからず「落とし穴」となっているようだ。

本稿では、弊行台北支店ビジネスソリューション課が実際に取り扱った案件をもとに、初めて台湾企業と接触する日本企業や、台湾企業と長年のパートナー関係を築いてきたものの、代替わりによりコミュニケーションに難しさを感じている日本企業が陥りがちな「落とし穴」を解説するとともに、回避のための留意点や解決方法について考察する。

1. 日台アライアンスのトレンド～着目すべき3つの変化

図表1は、資本・業務提携を目的として、初めて台湾企業と接する日本企業がたどるプロセスを示している。そして、落とし穴はとりわけ、「初コンタクト」から「交渉」までの間に待ち受けている。

はじめに、さまざまな落とし穴の背景となっている

日台アライアンスの長期的な変化について触れておきたい。

まず初コンタクトの段階では、従前の「友人・知人」を介するケースよりも、近年は金融機関など、第三者の性格が強い仲介者が取り持つ事例が増えている。最大の理由は、日本から台湾への投資件数の絶対数の増加だと考えられる(次頁図表2)。1980

年代半ばまでは最大でも年間100件、平均30～40件程度であったが、2000年代には平均300件を超え、近年では最大

【図表1】資本・業務提携において台湾企業と接する日本企業がたどるプロセス



(出所)みずほ銀行台北支店(以下、同)

600 件を超える年もあった。これらの投資の仲介すべてを「友人・知人」がカバーするのは現実的ではなく、第三者的性格の強い仲介者へのニーズが高まったと考えられる。

次に台湾企業への期待は、従前の「製造業における生産委託」から、「非製造業における販路

拡大を目的としたパートナーシップ」へと変化している。その背景と考えられるのは、人口動態に起因する日本の内需の頭打ちと、日本企業にとって魅力となる、販路等の何らかの強みを持つ台湾企業の増加だ。実際、近年の日本企業の進出事例は、台湾企業への販売強化や、台湾企業が持つ販路を目的としたものが多く見られる。

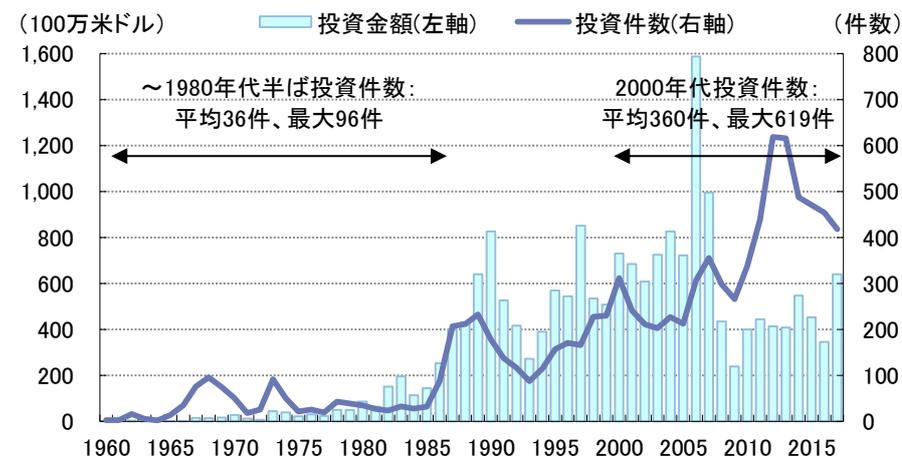
最後に、アライアンス形態で、資本業務提携、あるいは段階的な資本提携を展望した業務提携が目立っている。

上述の変化により、日本企業と台湾企業が接触する機会が増え、提携交渉はより複雑さを増し、「落とし穴」は多様化しつつある。次項では、台湾企業への「初めてのコンタクト」「具体的な提案」「交渉」の3つのフェーズに分けて、筆者の経験上「落とし穴」が発生しがちな場面について解説する。

2. 台湾企業への初コンタクト時の「落とし穴」

本稿における初コンタクトとは、提携交渉など特定の意図を持った状態で、初めて台湾企業と接触することを指す。このフェーズで避けるべき、「ライト

【図表2】日本から台湾への投資額・件数の推移



(資料)台湾經濟部投資審議委員会

パーソンに繋がらない」事象は、概ね以下の3パターンが多い。

- ① 面談の目的を「表敬訪問」とし、事前に趣旨を伝えることを躊躇した結果、相手に用件が伝わらず、アポイントが取得できない
- ② 自社の強みだけを率直にアピールした結果、購買部門など意図と異なる別部門に繋がってしまう
- ③ アポイントを取りやすい人に用件を話したが、権限を有する董事長・総経理などに伝達されない

いずれのパターンも、日本では「落とし穴」とはなりにくい事象である。

上述の事態を回避するための方法は、大きく二つに分けられる。一つは、元来持っている人脈を用いてダイレクトに面談を持ち掛けるケース、もう一つは、第三者を仲介者として活用するケースである。既に相手方経営陣と十分な人脈がある場合を除けば、コンタクトの趣旨や自社の優位性にかかる齟齬

を防ぐために、第三者を活用するケースは多い。

3. 台湾企業への具体的提案フェーズにおける「落とし穴」

具体的提案フェーズとは、ライトパーソンとの面談に至り、提携交渉など意図を実際に伝達する段階のことを指す。このフェーズで避けるべき「話が噛み合わない」事象は多様であるが、その原因は台湾企業、特にオーナー系企業に対する誤解によることが多いようだ。以下は、筆者が実際に見聞した典型例である。

- ① 「精緻な論理よりも感覚重視」「意思決定は即断即決」と誤解し、十分にロジックを立てていなかった結果、ライトパーソンからの基本的な質問に対応できない
- ② 「親日家・日本通が多い」ことを「日本ブランドは強みになる」と誤解し、日系他社比較を十分に行わなかった結果、「日本通」のライトパーソンの知識量やシビアな他社比較に対応できない
- ③ 「オープンマインド、いかなる提案も歓迎」とのライトパーソンの発言を文字通りに捉え、マジョリティ出資、すなわち相手方の経営権を奪うことを意味する提案を不用意に切り出した結果、交渉に影響するわだかまりを招いてしまう

ライトパーソンであればあるほど、交渉の入り口の時点で「シナジー」を問う傾向が強い。これは、自身の理解に加え、オーナー一族や役員員に対しての説明・説得の必要性があることが背景と考えられる。

また、「オーナー企業は一枚岩で、トップの面子を立てるから、トップの結論に従うはずだ」という考えは誤りである。トップの面子とは、周囲が立ててくれるものではなく、むしろトップ自らが尊敬を集める行動により自ら立てるものである。企業提携、特に買収を伴う提携の場合、「ステークホルダーにとって非常に良い話である」とトップ自身が説明することが重要になる。だからこそ、ライトパーソン自らが入り口でシナジーを問い、シビアな比較を行う半面、自らの面子の根本を揺るがしかねない提案には身構えがちになる。実際に契約締結が成功した事例を見ると、交渉の入り口段階で事業シナジーを丁寧に説き、資本提携を伴う場合には段階的に解説したうえで、都度、台湾企業側のステークホルダーに丁寧な説明を行っているケースが多いようだ。

4. 台湾企業との交渉フェーズにおける「落とし穴」

交渉フェーズとは、提案の大筋が台湾企業に受け入れられ、秘密保持契約を締結したうえで具体的な条件および価格の交渉を行う段階を指す。本フェーズにおいて多くの日本企業が驚きをもって受け止めるのが、台湾企業側から提示される独自の交渉理論である。ここでは、株式の価格算定理論を例として、筆者の経験を紹介する。

株式価格の算定理論は3種類に大別される(右頁図表3)。入り口段階で事業シナジーを重視する台湾企業であるが、交渉段階では将来予想利益を算定する DCF 法ではなく、現時点のデータを元に算出するマルチプル法を好むことが多い。そして、マルチプル法において用いる各種指標については、一般的なものと大きく異なる独自の理論構成が散見される。

【図表3】株価の主な算定理論

名称	算定手法	特徴
① DCF法	将来事業計画による 将来予想利益	○ 事業計画を双方で策定するため、事業シナジーの合意形成効果が期待 △ 他の手法よりも複雑で時間を要する
② マルチプル法	現在の利益・資産による 現在の同業者比較	○ シンプルで公開情報から算出可能 △ 往々にして関係者の実感と乖離する △ 事業の本質以外の議論に陥りやすい
③ 時価純資産法	現在の資産の時価評価	○ DD済の情報のため信頼性高い △ 将来の不確実性を織り込みたい場合、紛糾の原因に(特に高成長業界)

【図表4】株価の算定理論を独自解釈したケース(数値は仮設例)

		理論値	主張値	価格への影響	
理論値と主張値の相違	①割引率	10%	1%(調達金利)	PBR: 10倍	時価総額 20倍
	②純資産	100	200(出資額)	純資産: 2倍	
一般的な企業価値の算定式	DCF法 配当還元モデル	時価総額 = $\frac{\text{配当(利益)}}{\text{割引率}}$			
	マルチプル法	$\frac{\text{PBR(倍)}}{\text{純資産}} = \frac{\text{ROE} \times \text{配当(利益)}}{\text{純資産}}$ (注: ROEと配当(利益)は緑色の枠で囲まれ、ROEは赤字で強調されている)			
独自解釈	マルチプル法 (独自解釈)	$\text{PBR(倍)} = \frac{\text{ROE}}{\text{調達金利(主張値1%)}}$			
		$\text{PBR(倍)} \times \text{②純資産} = \text{時価総額}$			

図表4に一例を示す。PBR の算定において、① ROE を除す割引率¹に資金調達金利を採用すること、②算出した PBR に乗ずる純資産に出資額²を採用することを主張したケースである。①、②いずれの主張においても、主張値を採用すれば大幅に評価額が上昇することがポイントである。この例では、主張を許容した場合、時価総額は一般的な指標を

採用した場合の 20 倍にも達する。

また、このような理論構成を考案し交渉の場に現れるのは、台湾企業内部の投資銀行出身者や MBA ホルダーなど、十分な知識を持つ人物であることが多い。一般的な理論を熟知したうえで、独自のロジックを作っているのである。したがって、一般論の提示は交渉として意味をなさず、価格算定の方法自体で交渉が膠着する可能性もある。

¹ 割引率 = 安全利子率(国債金利等) + リスクプレミアム(株式等への期待リターン)

² このケースでは、純資産が出資額を下回っていた。

6. 「落とし穴」回避のために

上述のさまざまな「落とし穴」を避ける方法は何か。筆者の実感として、交渉の入り口段階ではロジック、交渉が進むほど心情への目配りが、その解決策となる。先に述べたように、初コンタクト時であれば用件を過不足なく伝えることに尽きるが、具体的提案フェーズであれば、ライトパーソンの立場に立った、ロジックと心情面双方への配慮が不可欠となる。交渉フェーズにおいては、価格算定理論で膠着した場合には、ほとんどの場合、理論では解決することができない。

最終的な解決手段となるものは、「信頼関係」である。ロジックなしに交渉は始まらないが、ロジックだけで交渉は終結しない。交渉相手となる台湾企業のライトパーソンはもとより、オーナーの子女や一族などとの On/Off 双方での交流も、信頼関係構築の一環である。さらに、経営権の獲得を見据えた資本提携の場合、「提携の英断をした現経営陣」の引退の花道を作ること、すなわち、先にステークホルダーを説得したライトパーソンの判断を、最後まで賞賛し、感謝を示すことも重要である。

7. おわりに

本稿は、日本企業にとって「落とし穴」が集中する、初コンタクトから交渉のフェーズに絞って論じた。筆者は、本来であれば台湾企業との十分なシナジーが見込まれる日本企業が、典型的な「落とし穴」に気付かず交渉が難航、あるいは決裂するケースを何度も見てきた。先に述べた「3つの変化」、すなわち①日台アライアンス絶対数の増加、②日本企業にとって魅力となる、販路等の何らかの強みを持つ台湾企業の増加、③提携交渉の複雑化は、今後

さらに進んでいこう。すでに台湾企業と提携フェーズにあり、関係を一段と深化させたい企業や、台湾進出や台湾企業とのアライアンスを検討する企業にとって、一助となれば幸いである。



香港医療市場への 参入にかかる考察

張 玉美 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

香港は平均寿命が日本を上回る世界一の“長寿大国”となっており、かつ少子高齢化が進行している。政府統計によると、1996年から2016年の約20年間で、中間年齢は34.2歳から43.4歳となり、65歳以上の高齢者が全人口に占める割合は16年に16%に達した。30年後の2046年には33%と、全人口の3分の1が高齢者になると予測されている。かかる高齢化とともに、慢性病患者数も増加の一途をたどっており、医療体系に重い負担がかかっている。他方、香港の民間医療事業者の間では近年、中国本土市場展開を進める動きが加速している。本稿では、香港における医療市場の概況と日本企業による当地市場への参入可能性について考察する。

香港の医療制度と市場規模

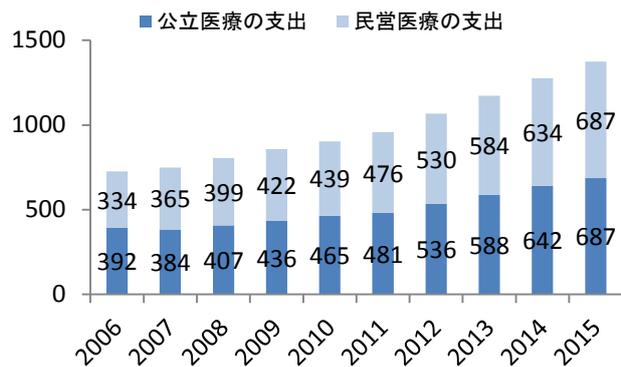
1. 香港の医療サービス市場の現状

香港では高齢化が急速に進む中、医療費支出が年々増加している(図表1)。また、日本と比較した場合、対GDP保健医療支出のうち民間(私立)医療機関に対する支出比率が高く、税金に対し保健医療費支出が占める割合が低いのが目立っている(図表2)。

香港での医療費に対する公的サポートは事実上、公立医療機関の利用以外にない¹。このため一般的に、長期の治療や入院を要する場合は安価な公立病院を、軽微な疾病やけがで

あれば、割高であるが待ち時間が少ない民間のクリニック等が利用されている。また多くの市民は

【図1】香港の保健医療支出総額推移 (単位: 億 HKドル)



【図表2】保健医療支出にかかる香港と日本の比較

	対GDP 保健医療支出		保健医療費支出 / 税金総額
	公立	私立	
香港	2.8%	2.9%	18.3%
日本	9.2%	1.7%	29.8%

出所: 香港政府食物・衛生局統計

注: 香港、日本の保健医療制度およびデータ定義が異なるため、必ずしも適正な比較になっているとは限らないことに留意されたい。

¹ 乳幼児や妊産婦に対する医療費減免や、学童・高齢者向けの予防接種や医療クーポン配布など、特定対象向けの一部補助はあり。なお、2018年3月に香港政府による「自願医保計画」が打ち出され、19年度をめどに導入される見通しとなっている。

高額な医療費負担に備え、自身で民間の医療保険に加入したり、雇用主が福利厚生の一環として提供する医療保険を利用して民間医療サービスを受けており、これが民間医療支出増につながっていると考えられよう。

実際に、香港政府が16年10月～17年1月に実施した医療機関の利用状況に関する調査²によると、外来通院診療で西洋医(民間クリニックなど)にかかる人の割合が全体の49.5%である一方、入院治療では公立病院を選ぶ割合が同70.9%と高かった。公立病院は待ち時間が極めて長いことが常態化して社会問題となっており、外来での受診は民間機関を選ぶ傾向が高いことが裏付けられた形だ。

また、調査時点で過去1カ月以内に外来通院治療(公立、民営を問わず)を受けた市民のうち、約半数(48.9%)が全額自己負担で受診していたほか、保険利用者も「雇用主からの福利厚生の保険」保有者の割合が32.9%と多かった。公立医療機関と民営医療機関の診療費は差が大きく、外来診療の場合、公立病院普通科は1回当たり45香港ドルであるのに対して、民営医療機関の中央値は同250香港ドルと約5倍に上っていた。

香港民間ヘルスケア市場での主な動き

かかる状況の下、香港の民間医療市場では投資とM&Aが加速している。

一つは、香港の市場規模に限りがある中、香港の医療サービス事業者同士がM&Aなどを通して総合医療グループとなり、市場シェアの引き上げ

と高収益モデルの確立を図る動きである。近年は市場競争の激化に伴って中小の民間事業者同士がM&Aを繰り返し、複数の診療科を有する大規模医療集団となる事例も散見される。集団ごとに、患者をグループ内の専門診療科へ誘導して囲い込んだり、法人従業員向けソリューションの提供、あるいは歯科や美容整形に注力するなど、さまざまな取り組みがみられる。

もう一つは、中国本土でのヘルスケア産業が活況を呈す中、香港医療事業者の中国進出に際し付与された優遇制度をアドバンテージとし、中国市場を狙う動きだ。香港の医療事業者は、中国との経済貿易緊密化協定(CEPA)に基づき、他国の事業者より先行して、中国市場に参入することができる。これを活用し、中国本土への新規投資を行ったり、新たな外部出資者を迎え入れたりして資金を調達するなどの動きが頻発している。

例えば、香港の医療事業者で2017年度売上高一位の康健国際(Town Health)は15年に河南省の南石病院(三甲病院)を買収し、経営の合理化や、新たに美容整形外科を開設するなどの経営改革を実現させている。同社はさらに、中国人寿保険と共同で地域の医療サービスセンターのチェーン化事業に着手し、利用者の情報を足掛かりとした医療ツーリズム(アウトバウンド)への発展を狙っているほか、別途買収したエステブランドも中国国内で展開を加速させている。

このほか、同売上2位の聯合医務(UMP Healthcare)は、中国本土の華潤鳳凰医療と折半出資した合弁会社を通じて北京、上海で医療センターを開設し、法人向けの医療ソリューションと健康診断サービスを提供している。また、同じく業界

² 香港政府統計処「[Thematic Household Survey Report No.63](#)」

上位の盈健医療(Human Health)は中国大手保険会社である平安保険と合併で上海平安盈健管理を設立し、平安保険のインターネットプラットフォーム「平安好医生」と連動して、中国人向けのハイエンド医療の提供を展望している。すでに16年12月に上海でクリニック1号店となる「上海盈健門診部」を開設するなど、中国・香港協働による高度な医療サービスの提供が各所で始まっている。

日本企業の市場参入可能性

香港の医療集団各社は上述の通り、中国をはじめとする外部の大手事業者からの資本受け入れなどにより、各種投資に必要な資金は調達済みの状況である。他方、競合他社との差別化やグループのブランド力向上には強い関心を有しており、日本企業の高いブランド力や病院経営にかかるソリューションの活用、高度かつ精密な医療機器の導入に積極的な姿勢を示していることから、事業面でのシナジー創出の可能性は少なくない。

例えば、香港の医療集団が中国事業を強化していく中、日本企業は事業提携や資本参画を通じた経営・サービスの合理化等のソリューション提供などが可能だろう。更に、香港の医療集団が専門科を拡充している動きを捉え、各科で利用する医療機器の更新・転換などのニーズへの対応などで連携を探ることも有効と考える。信用度の高い日本ブランドを前面に押し出し、中国における新たな医療関連ビジネスに共同参画したり、日本への医療ツーリズムの呼び水とすることも考えられよう。香港の医療市場自体は限られているが、香港を活用した将来的な中国ビジネスへの発展の可能性を鑑みれば、日本企業の市場参入は十分、検討の余地があるものではないだろうか。



【Vietnam】

ベトナム法人からの 資金・利益還流

須田 和通 フェアコンサルティングベトナム

1. はじめに

ベトナム子会社から日本などの親会社に対して資金・利益を還流する方法として、主に配当・利子・ロイヤリティ・棚卸資産取引があります(下図参照)。それぞれの方法によって、制度や税務コストが異なってきますので、どのようなスキームを組むのか、さまざまな角度からの検討が必要です。詳細については下記で述べていきます。

2. 配当での還流

配当金での還流は、実務上多く用いられ、最も基本的な手段となります。ベトナムにおいては、配当は FCT(外国契約者税)の課税対象外となること大きな特徴です。また、親会社所在地国により受取

配当に関する税制が異なりますので、確認が必要です。

外国投資家への配当の前提条件は、Circular 186/2010/TT-BTC によって、次のように定められています。

- ① 納税義務が完了している
- ② 累積損失がない(明確な規定はないものの、税務当局の一般的な見解として税務上の繰越欠損金がないことと解されている)
- ③ 会計監査済み財務諸表および法人税確定申告書の税務当局への提出が完了している



上記手続きが完了し、確定した税引後純利益を、親会社への配当として送金することができます。また、配当可能額の計算方法は、監査済み財務諸表に基づく税引後利益 + 利益剰余金(過年度利益) - 再投資金額(ある場合)となります。

3. 利子での還流

多くのベトナム子会社において、親会社から親子ローンによる借入金による資金調達を行っています。この借入金の利息によって、親会社へ資金を還流することが可能です。ただし、親会社の利息収入には、ベトナムにおいて FCT5%が源泉課税される点は留意が必要です。ベトナム法人は法人税法上、利子支払いについて損金算入が可能です。関連会社間での支払利息については、支払利息の損金算入の限度額の合計が EBITDA (Earnings Before Interest, Tax and Depreciation and Amortization) の 20%までとされており、20%を超える部分の支払利息は損金不算入費用となります。

また、親子ローンの利率の設定においては、第三者からの借入取引と比べて妥当な利率でなければならないという移転価格税制の観点も関連してきます。また、2019年1月1日からの移転価格税制施行は延期となる予定ですが、ベトナム政府は国外の親会社からの借入金に一定の基準を定め、それを超える部分の借入金からの支払利息は損金とみなさないという過小資本税制の導入を検討しているため、その点でも注視が必要となります。

4. ロイヤリティでの還流について

ロイヤリティとは、知的所有権・資産使用权の譲渡、著作権使用料・技術移転料等の対価のことです。一般的に、親会社がベトナム子会社に技術指導を

行い、その対価を受け取るケースが多く見られます。特徴としては、ベトナム子会社に利益が発生していなくても、資金回収ができるという点です。しかし、ロイヤリティにも FCT10%が課税されます。

ベトナム子会社がロイヤリティを損金算入するためには、事業関連性があること、VAT インボイスなどの証憑があること等が求められます。しかし実務上、事業関連性の説明が不十分であることを理由に、税務調査の際に損金否認されるケースが散見されています。また、ロイヤリティは親子間で発生することが多いため、税務当局から見れば移転価格税制の論点になりやすいと考えられます。そういった背景から、18年7月1日から施行された技術移転法 07/2017/QH14 によって、技術移転契約に関わる届出・監査の規定が変更となりました。05年に施行された旧・技術移転法では技術移転の機関への届出は任意でしたが、今回の変更で届出が義務化されました。移転対象となる技術は、技術的ノウハウ、工業的ノウハウ、技術的計画・行程、図面、コンピュータソフトウェアなどが挙げられます。

これらの技術移転契約は、文書にて作成するか、民法の規定に基づいて文書による取引としてみなされるその他の形態で作成する必要があります。契約書の中には、移転される技術の名称、技術により製造される製品・製品の基準・品質、技術移転の方法などを記載する必要があります。技術移転の対価は各当事者の合意によりますが、親子間の場合は監査を受け、かつ税法および価格法の規定に基づいて実施しなければなりません。そして、先に述べた通り、外国からベトナムへの技術移転の場合は、18年7月以降に新たに契約した技術移転契約を科学技術管理管轄当局に届け出る必要が

あります。当該届出が適切に行われていないロイヤリティの支払いは今後、税務上、損金否認されるリスクも考えられるため、留意が必要になります。

5. 棚卸資産取引での還流

前項で述べた通り、ベトナムにおいてはロイヤリティによる還流は、損金否認されるリスクがあるなど、想定通りに行えないケースがあります。親会社とベトナム子会社との間で棚卸資産の取引を行っている場合には、棚卸資産の価格にロイヤリティを加味することで、ベトナム子会社から親会社に対し、棚卸資産の取引を通じた資金・利益の還流を行うことも可能です。FCT 対象とならない取引を前提とした場合、価格調整が発生した棚卸資産取引へのFCT 課税はありません。また、ベトナムの法人税法上、実際の仕入価格によって損金算入するため、損金否認されるリスクは低いと考えられます。一方で、移転価格の文書化などを行い、当該、関連会社間での取引価格が妥当な価格での取引であることを証明できない場合、移転価格税制における課税リスクが高くなる点には注意が必要です。

6. まとめ

これまで述べてきた通り、親会社への資金・利益の還流方法には配当・利息・ロイヤリティ・棚卸資産取引がありますが、それぞれメリット・デメリットが異なります。また、ベトナムは法改正も頻繁に行われることに加え、移転価格税制も関わってくるため、自社に最適な還流方法については専門家にご相談されることをお勧めします。



FC FAIR CONSULTING GROUP

須田 和通
(すだ かずみち)
フェアコンサルティング ベトナム
日本国公認会計士

新日本有限責任監査法人大阪事務所にて、グローバル企業から上場準備企業まで、幅広い規模・業種のクライアントの会計監査やIT 監査、内部管理体制構築支援業務を担当。フェアコンサルティンググループのシンガポールおよび日本にて東南アジアを中心とするインバウンド・アウトバウンドの案件を数多く手掛け、そこで得られた豊富な海外経験と知識を生かし日々業務に取り組んでいる。現在は、主に日系企業のベトナム進出や、進出後の日系企業の財務・会計・税務面でのサポートを行っており、ホーチミンにてクライアントのニーズを把握した質の高いサービスを提供している。



【Cambodia】

カンボジアの社会保険制度と
実務上の運営

松村 侑弥 I-GLOCAL CO., LTD.

はじめに

カンボジアの社会保険制度は、2002年に制定された社会保険制度法¹に基づき、今日まで運用がなされている。法令上は年金保険制度と、職務上の傷害を補償し職業病手当を付与する労務災害保険（以下、労災保険）制度、健康保険制度が制定されているが、民間企業については労災保険が運用されているのみと制度自体が発展途上であった。また、労災保険の掛金も少なかったため、ワーカーを大量に抱える製造業を除きあまり重要視されてこなかった。

しかし、近年は法令改正が頻繁に行われており、今年から新たに健康保険制度も導入されるなど、変更の内容は在カンボジア日系企業に大きな影響を与えている。そこで今回は、カンボジア社会保険制度および実務上の運営に関して紹介する。

社会保険の管理機関

カンボジアにおける社会保険管理機関は国家社会保険基金(National Social Security Fund、以下、NSSF)である。NSSFは労働省が実務を担当し、経済財務省が財政面を管轄する公共法人で、①社会保険制度法に基づく労働者のための社会保険制度運用、②老齢・身体障害・死亡および労務災害によ

る困窮支援のための給付、③NSSF加入者と雇用者からの保険金徴収を主な業務としている。

設立当時、財源は政府より支給されていたが、現在、保険金はNSSF加入者の掛金から支出されている。なお、現在適用されている保険は労災保険・健康保険のみであり、年金保険は依然として未導入である。

NSSFへの会社登録方法

すべての企業は商業省での会社登記、税務局での税務登録、事業登録税の納税および“パテント”と呼ばれる事業登録税納税証明書の取得後、労働省にて会社設立登録およびNSSFへの登録を行わなければならない。従前は8人以上の従業員を雇用する事業者のみがNSSFへの登録を義務付けられていたが、17年11月10日付労働省発行の省令Prakas²No.448によって従業員数を問わず登録が求められることとなった。さらに新規設立企業のNSSF登録期限は従来、商業省での登録完了後に発行される“商業登録証明書”の発行日から45日以内であったが、当該省令により30日以内に短縮された。

Prakas No.448には申請書が添付されており、会社名・住所・雇用者・法的代表者を記入の上、提出

1. 2002年9月25日発行の「労働法規程に定められた者に対する社会保険制度に関する法律」

2. Prakasとは、法令の権限内で閣僚より発される省令を指す。

すれば NSSF への登録が完了するが、登録時には付属資料として“パテント”の提出が求められる。しかしながら、当該“パテント”は申請から受領まで約1カ月程度を要するため、発行を待っている間は期限内に NSSF の登録を完了させることができない。そのため、実務上は銀行において事業登録税の支払いを行ったことが分かる証明書を提出し、後日“パテント”のコピーを提出することで対応している。

登録に必要な書類は以下の通りである。

- Prakas No. 448 付録の申請書 1部
- 商業登録証明書コピー 1部
- パテントのコピー 1部
- 従業員数を記載したレポート 1部
- 代表者および雇用のパスポートまたは ID コピー 各1部(雇用者と代表者が同一の場合1部のみ)

NSSF への登録遅延に関しては、労働法違反として罰金など³が科される可能性があるものの、実務上、当該罰金などを科された事例は見当たらない。

NSSF への従業員の登録方法

従業員が NSSF から給付を受けるためには、従業員個人が NSSF へ登録を行う必要がある。Prakas No.448 が発行された昨年末以降、各従業員に顔写真入りの社会保険カードが支給されるようになり、各自で登録フォーム・ID カードを社会保険局へ持参し、写真撮影を受けなければならなくなった。なお、社会保険カードは当日中に発行され、通常は1時間程度を要する。製造業などワーカーを多数抱える場合は労働省の担当者を会社に呼び、社内で登録手続き

3. Law on the Social Security Scheme for Persons Defined by the Provisions of the Labour Law 第34条

を行うことも可能であるが、具体的に何人以上であれば当該対応が可能であるかは特に規定がなく、労働省へ問い合わせを行う必要がある。

社会保険料

企業は労災保険および健康保険料を翌月 15 日までに納付しなければならない。納付は ACLEDA 銀行、CANADIA 銀行での納付に加え、送金サービスの WING を利用することも可能となった。また、申告は翌月 20 日までに行わなければならない。納付領収書・労災健康保険納付レター(当月支払分の社会保険料や従業員数を記載)・雇用状況報告書(男女構成・妊婦の有無などを記載)および給与明細を社会保険局へ提出する必要がある。

• 労災保険料

料率は、過去6カ月間の平均月収の 0.8%であり、事業者負担のみである。一人当たりの月額保険料の上限は 9,600KHR(約 2.4USD)である。従来は 8,000KHR(約 2 USD)が上限であったが、Prakas No.448 発効以降、引き上げられた。

• 健康保険料

料率は、過去6カ月間の平均月収の 2.6%であり、事業者負担のみである。一人当たりの月額保険料の下限は 5,200 リエル(約 1.3 米ドル)、上限は 31,200 リエル(約 7.8 米ドル)である。従来の法令では雇用者と従業員が同率を負担する旨が記載されていたが、最新の法令で全額雇用者負担となった。

労災保険

労災保険は、文字通り労働時間中の事故や通勤時の事故、職業病を対象としており、労災発生時

の医療費や有期認定の障害に対する日当補償、永久認定の障害に対する日当および障害者手当、死亡時の葬式手当や遺族年金の支給が行われる。補償上限は法令上⁴細かく区分がされているが、全額がカバーされるわけではなく、一部は企業負担である。また、企業は労災事故が発生してから 48 時間以内に NSSF へ事故があった旨の届け出を行うことが義務付けられている。

健康保険

一般企業の従業員に対する健康保険制度は、INTER-MINISTERIAL PRAKAS No.404 の発効日である 18 年1月1日より施行されている。当該保険制度では、従業員が通院もしくは入院時の診察・手術・処方箋などのすべての医療費および救急・理学療法・出産・リハビリなども対象である。対象外となるサービスも法令上列挙されているが、例えば歯科・性転換・人工授精・美容整形やレーシックなどであり、日常的な医療費は当該保険制度でカバーされる。病気などになった場合、最大6カ月間の医療費が全額補償され、7日以上出勤できないと医師が認めた場合は日給の最大 70%が NSSF より支給されるなど、手厚い補償となっている。

また、当該保険制度を適用するためには、NSSF へ登録されている病院において受診する必要がある。従来、対象病院は公立病院のみであったが、最近では私立病院にまで対象が拡充され、18 年8月現在ではカンボジア全土の病院やクリニック 131カ所が対象である⁵。さらに、これまで公立病院は医療機器・医師の技術・衛生面で不安があったが、最

近は近代的な病院建設や最新鋭の医療機器の導入が始まっている。

終わりに

これまで製造業以外ではあまり重要視されてこなかった社会保険制度が、18 年に入り上記の通り大きく変更された。また、一般企業に勤めるカンボジア人も気軽に病院に行くことが出来るようになり、生活レベルが大幅に向上すると見込まれる。カンボジア人へのヒアリングによれば、依然として国内の医療水準に対しては不安があるとのことで、高所得者層は隣国のタイやシンガポールなどの病院に行くケースが多いようであるが、怪我や病気のみならず出産時も保険適用の対象であり、さらに出産祝い金が支給されることから、まだ制度が始まって間もないにも関わらず多くのカンボジア人に利用されている。企業にとっては毎月の保険料の納付や申告などの業務負担はあるが、法令順守および従業員の福利厚生向上のために、定期的に情報のアップデートを行っていただきたい。





松村 侑弥
(まつむら ゆうや)
マネージャー
I-GLOCAL Co., Ltd

2012年 I-GLOCAL 入社。ホーチミン・ハノイを経て 14 年よりカンボジア事務所にて勤務。ベトナム・ビンズン省の事務所立ち上げのために一度ベトナムへ戻るが、17 年より再度カンボジア事務所を担当。

4. Prakas No.109 (Prakas On Employment Injury Benefits)
5. NSSF ウェブサイト内の“LIST OF HEALTH FACILITIES SIGNED THE AGREEMENT FOR OCCUPATIONAL RISK SCHEME”に対象となる医療機関のリストが掲載されている。



【India】インドの税制 第70回

代理人PEの最新動向

空谷 泰典 KPMG インド

1. はじめに

インドの2018年財政法において、代理人 Permanent Establishment (以下、PE) リスクが高まる可能性のある修正が提案された。これにより、従来の要件を満たしていたとしても、代理人 PE リスクが発生する可能性がある。

PE 認定された場合、法的・制度的な形態に関わらず、税務上はインドにおいて課税主体があるとみなされ、法人税の申告義務が生じる。本稿では、従来の考え方や提出された修正案の留意点、ケーススタディを中心に解説する。なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見である点を予めお断りする。

2. 従来の代理人 PE 認定要件

外国企業のためにインド国内で行動する個人/企業は、以下の要件をすべて満たす場合に代理人 PE と認定される。

- 独立代理人でなく、外国企業のみに従属する代理人として存在する
- 外国企業の代理人として以下の業務を日常的に行っている
 - ✓ 契約の締結
 - ✓ 製商品の保管

✓ 受注の確定

3. 2018年財政法における修正案

BEPS 防止措置実施条約(以下、MLI¹)に沿った形で代理人 PE の範囲を拡大する以下の提案がなされている。

- 契約の締結に繋がる主要な役割を代理人が担う場合、当該代理人に対して代理人 PE が認定される
- MLI が有効になる、またはインド租税条約が修正された場合、当該修正案が採用される
- MLI が適用開始になるまでは、従来の租税条約の規定を適用可能

4. MLI: BEPS 防止措置実施条約について

MLI では、以下の要件を満たす個人/企業は代理人 PE と認定される。

- 外国企業のために日常的に契約締結に従事している
- 外国企業による重要な変更などが加えられず、日常的に契約の締結に繋がる主要な役割を担っている

¹ Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion And Profit Shifting

ただし、独立代理人は PE と認定されない。なお、専属またはほとんど専属で関連企業のために行動する個人/企業は独立代理人とはみなされない点に留意が必要である。

2018 年財政法では PE 認定が強化されているが、MLI がインドで適用されるまでは租税条約が優先するため、当該財政法は機能しない。MLI がインドで適用後は、MLI と国内法 (2018 年財政法) の規定が一致するため、これが優先適用されることになる。

5. 「主要な役割 (Principal Role)」とは

2018 年財政法では、契約の締結に繋がる「主要な役割 (Principal Role)」を代理人が担う場合、当該代理人に対して代理人 PE が認定される、としている。この「主要な役割」の具体的な例は以下の通り。

- 契約の締結に関する実務をインド国内の代理人が行っている
- 外国企業とインド企業の間で締結された基

本取引契約に基づき、インド国内の代理人 が注文を受けている場合、代理人 PE が認定される可能性が高い

- 関連企業のために専属または、ほとんど専属で事業を行う代理人は、代理人 PE が認定される可能性が高い
- インド国外で外国企業が契約の承認、署名を行うことは、代理人 PE 認定上、重要ではない

なお、BEPS の行動指針7では代理人 PE の定義の拡張について、以下の通り提案している。

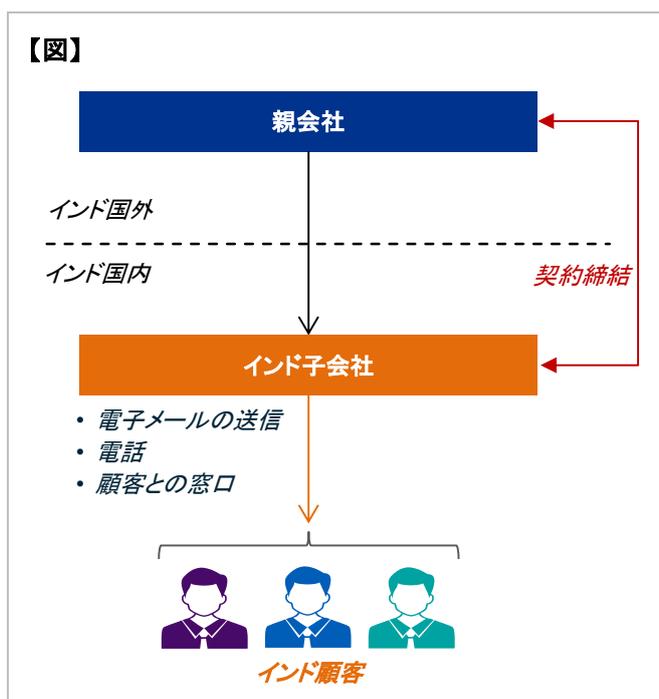
代理人が契約を締結する権限を有し、これを反復して行使する場合や、契約の締結に繋がる主要な役割を反復して果たす場合、および外国企業の委託者により契約に重要な変更などが加えられない場合、外国の委託者は (契約締結国に) PE を有すると見なされる。

上記を踏まえると、代理人 PE 認定に繋がる可能性がある契約形態としては、以下が挙げられる。

- コミッション手数料に基づく契約
- マーケティングサポート契約

6. ケーススタディ

左図のような形で、インド子会社が親会社のサポートを実施している場合、従来は契約締結に関する権限が無い場合や、複数の委託者のために代理店行為を行う場合は、代理人 PE と認定されるリスクは少なかった。



一方、MLI 適用後は、契約締結の権限を有していないものの、契約締結に向けた主要な役割を担っている場合は代理人 PE と認定されるリスクが発生する。なお、緊密な関係にある複数の委託者の存在のみでは、独立代理人として判定されず、代理人 PE と認定されるリスクは残る。

いと考える。

7. おわりに

上述のように、代理人 PE リスクが高まる機運があるため、以下について留意する必要がある。

- 外国親会社、インド子会社、インド顧客間のコミュニケーションの文書化
- インド子会社の従業員が有する権限の状況
- インド顧客と契約を締結する際の外国親会社の役割の重要性

これら留意点に対応するため、以下の対応が必要だと考える。

- 外国会社の PE 認定リスクを評価するための、海外グループ会社との既存契約書のレビュー
- 他のビジネス・モデルの評価：売買契約、High Sea Sales(公海上での商取引)、コミッションモデルの検討
- 権限のある当局への照会

PE の範囲については解釈に委ねられる余地があるが、インドの税務当局は積極的に PE の定義を拡大解釈する傾向があり、納税者に不利な指摘がなされるケースが散見されるため、早期検討が望まし

空谷 泰典

(そらたに たいすけ)

KPMG インド
(ムンバイ)
アソシエイト・ディレクター
米国公認会計士



2002年1月に朝日監査法人(現あずさ監査法人)東京事務所入所。日本国内において、主に総合電機メーカー、製薬会社等の会計監査及びデューデリジェンス業務に従事。08年7月より、タイにおける日系企業をサポートするためにバンコク事務所に駐在。12年1月より、日系企業のサポート体制の確立のため、あずさ監査法人よりKPMGムンバイ事務所に赴任。



【Singapore】

シンガポールの租税条約と 居住者証明(COR)

伊藤 潤哉 Fair Consulting Singapore

1. はじめに

シンガポールに進出している日系企業は、日本の親会社との間で、売上・仕入取引、ロイヤルティ一取引、借入および利息の支払い取引など国際取引を行っている場合があります。また、日本の親会社がシンガポール以外の国に子会社を有している場合や、シンガポール法人自体が子会社を有している場合にも、当該子会社とシンガポール法人との間で同様の国際取引を行っている場合があります。

このような取引を行う際に、シンガポールもしくは各国で源泉徴収が必要となる取引が含まれていることがあり、国際取引の租税条約上の軽減税率を適用する場合に、居住者証明が必要となる場合があります。本稿では、この居住者証明とは何か、およびその入手時に留意すべき事項について解説します。

2. CORとは

「居住者証明」とは Certificate of Residence (COR)を指し、シンガポールが各国と締結している租税条約に規定にされた軽減税率を適用するために必要となる書類です。シンガポールでは、シンガポール法人がシンガポール非居住者に対して一定の種類の支払いを行う場合に源泉徴収を義務付けており、支払先であるシンガポール非居住者が租

税条約を締結している国の居住者であることの証明、すなわち COR を提出することで、源泉税率の軽減を適用できるという仕組みになっています。反対に、租税条約締結国のシンガポール非居住者がシンガポール法人へ源泉税率軽減のため COR 提出を求める場合もあります。

3. CORが必要となる状況

COR が必要となる状況には以下の2つの場合があります、各手順および留意点は次のとおりです。

①シンガポール法人がシンガポール非居住者に対して一定の種類の支払いを行う場合

②シンガポール非居住者がシンガポール法人に対して一定の種類の支払いを行う場合

まず①の場合、シンガポール法人がシンガポール非居住者へ源泉税の課税対象となる支払いを行う際に源泉徴収を実施し、シンガポール税務当局である IRAS に納税します。源泉税の課税対象となる支払いとは、借入金にかかる利息、不動産の賃借料、ロイヤルティーなどが該当し、シンガポール国内で生じた課税対象所得をシンガポール非居住者に支払う場合に源泉税が課されることとなります。例えば、利息には15%、ロイヤルティーには10%と、税率は所得の種類ごとに定められており、当該税率が租税条約により軽減できる場合に、支払元で

あるシンガポール法人が、シンガポール非居住者から入手した COR を IRAS に提出する必要があります。

シンガポール法人が支払元である場合、IRAS のウェブサイトからダウンロードした COR の申請用紙に、支払先であるシンガポール非居住者の必要事項を記入後、当該シンガポール非居住者の所在地における税務当局(日本法人であれば管轄税務署)の押印などを入手し、当該原本をシンガポール法人が IRAS に提出します。IRAS への提出期限は、以下のとおりです。

- i. 当年度にかかる COR の提出は翌年度の3月 31 日まで
- ii. 前年度以前の COR の提出は、源泉税申告書の提出日から3カ月以内

期日を過ぎると、軽減税率との差額分の源泉税の追加納付および遅延利息が課されるため留意が必要です。また、上記期限のとおり、年度単位で COR が必要になるため、長期借入利息のように数年間継続して支払いを続ける場合、毎年 COR の提出が必要となります。

次に②の場合、シンガポール法人は IRAS から COR を入手し、シンガポール非居住者の所在国の税務当局に提出して軽減税率の適用を受けることとなります。しかし、シンガポールで設立した会社であれば必ず COR を入手できるとは限りません。COR が発行されない会社の例は以下のとおりです。

- i. 取引の実質的な受益者でない名目上の会社である場合、COR は発行されません。

- ii. 配当、利息などの受動所得もしくは国外源泉所得しか受け取れない外国資本に所有されている投資持株会社は、一定の場合を除き、COR は発行されません。外国資本に所有されているとは、50%以上の株式を外国会社もしくは外国株主に所有されている会社をいいます。ただし、シンガポールで管理支配がなされており、かつ、シンガポールに会社を設立した明確な理由がある場合には COR が発行されます。当該条件を満たすためには、例えば取締役会がシンガポールで開催されているなど、事業戦略事項に関する決定がシンガポールで行われていることの証明に加え、以下のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (i) シンガポール居住法人である関係会社、もしくはシンガポールでビジネス活動をしている関係会社がある。
 - (ii) シンガポールの関係会社から管理、サポートサービスを受けている。
 - (iii) 名義のみの取締役でなく、実際にシンガポールの支店において業務執行をしている取締役が最低1名いる。
 - (iv) シンガポールにおいて業務執行をしている最高経営責任者(CEO)、最高財務責任者(CFO)、最高執行責任者(COO)などの主要な業務執行役員が最低1名いる。
- iii. シンガポールで設立されていない会社や、外国会社の支店は原則として、COR が発行されません。管理支配がシンガポールで行われていないため、シンガポール居住法

人でないということが理由です。ただし、シンガポールで法人が設立されていない明確な理由を説明できる場合や、シンガポール支店で完全に管理支配が行われているということを説明できる場合には COR は発行されます。

4. おわりに

シンガポール法人が COR を入手する際の留意事項として、一部の租税条約相手国から、当該相手国側の所定のフォームで COR を入手することが求められる場合があります。そのため、シンガポール側で COR の入手を進めるにあたっては、まずは相手国が指定する特定のフォームでの入手が要求されていないかを事前に確認することが、トラブルを避けるために重要となります。



伊藤 潤哉
(いとう じゅんや)
FAIR CONSULTING SINGAPORE
PTE.LTD.

監査法人において会計監査、内部統制構築・運用支援および国際会計基準の導入支援を担当するなど、監査および会計コンサルティング全般に対する数々の経験を有する。現職ではシンガポールにおいて、日系企業のシンガポール進出のサポートや、進出後の日系企業の財務・会計・税務面でのサポートを幅広く行っており、クライアントのニーズを把握した質の高いサービスを提供している。



【China】

「最高人民法院による『中華人民共和国保険法』の適用にかかる若干問題に関する解釈(四)」の解説

潘立冬、向菲 広東育資法律事務所

中国保険市場の急速な発展に伴い、保険関連の訴訟件数は年々増加している。保険契約に関する紛争を正確に審理し、当事者の法的権利を保護するため、最高人民法院裁判委員会は2018年5月14日に「中華人民共和国保険法」の若干問題に関する解釈(四)(以下、「解釈四」)を公布し、同年9月1日に施行した。「解釈四」は、財産保険(損害保険)契約における法の適用について主に規定しており、裁判基準の統一による消費者の権利保護と中国保険事業の健全な発展を目指している。本稿は、「解釈四」における保険目的(対象)物の譲渡、請求権代位および責任保険に関する法的問題について解説する。

一、保険目的物譲渡時の契約書当事者の権利および義務

企業の生産・経営において、売買や譲渡、贈与、承継などに伴う保険目的物の所有権移転は頻繁に発生する。特に、大型または中小型設備の製造業者や不動産業者は、当該設備や不動産に高額な保険を付保することが多い。こうした保険目的物を譲渡する際、当事者間の法的関係を明確化することが重要である。「中華人民共和国保険法」(以下、「保険法」)第49条には、保険目的物を譲渡後の権利義

務の法的関係について、譲受者が被保険者の権利・義務を承継するとの規定がある。「解釈四」は当該法令に基づき、具体的な規定を定めている。

(1) 保険目的物の引渡と移転登記(第1条)

第1条は、保険利益の原則に基づき、保険目的物を引き渡したものの所有権の変更登記をしていない場合の権利関係を明確にした。保険目的物の毀損リスクを負う譲受人が、保険法第48、49条の規定により被保険者の権利行使を主張した場合、人民法院は当該主張を認める。当該条項は「保険法」の規定を補完し、動産の引渡し後、登記が完了していない期間における保険給付の否認リスクを回避し、譲受人の権利を保護するものである。

(2) 保険目的物の提示および説明義務(第2条)

第2条は、保険目的物を譲渡する際の、保険者による目的物の譲受人への提示および説明義務の履行が必要か否かを明確にした。すなわち、保険者が保険契約者に対し、保険法に定める提示および説明義務を履行した場合、当該保険目的物の譲受人が、自身に対する提示および説明義務の不履行を理由として、保険者の免責が無効であると主張しても、人民法院は当該主張を認めない。当

該条項は、第1条から派生したものであり、譲受人は保険目的物の引き渡し後、保険求償権を行使できる半面、当該目的物に関する提示および説明義務は既に履行されたとみなされる。言い換えれば、保険者は原保険契約者への提示および説明義務を履行すれば、保険の目的物の譲受人に対し、再度履行する必要はない。

(3) 保険目的物の譲渡にかかる査定期間内の権利保護(第5条)

第5条では、保険者は法定期間内に保険目的物の譲渡通知に返答しないことを事由として抗弁することができないと規定されている。保険目的物を譲渡する場合、「保険法」第49条に基づき、被保険者または譲受人は遅滞なく保険者へこの旨を通知する必要がある。保険者は譲渡により目的物の危険性が増加するか否かを査定し、契約の約定により保険料を増やす、または契約を解除することができる。当該査定期間は、通知を受領した日から起算して30日以内である。これに対し、「解釈四」第5条では、被保険者や譲受人が適切に遅滞なく保険者へ保険目的物を譲渡した旨を通知した後、保険者が返答を行う前に保険事故が発生した場合、被保険者や譲受人は保険者に対して保険金賠償を負担するよう主張できることを定めた。当該条項は、保険法の「危険性」に関する規定の補完であり、保険目的物の譲渡期間内に保険事故が発生した場合の救済手段となり、保険者が法定返答期間中に原保険者や譲受人に対し損失を生じさせることを回避できる。

二、保険者による請求権代位の行使

「保険法」第60条では、第三者による保険目的物の損害により保険事故が発生した場合、保険者

が被保険者へ保険金を給付した日から、当該保険金額の範囲内で被保険者に代わって第三者への賠償請求権を行使できることを規定している。「解釈四」第7～13条では、保険者の請求権代位に関する具的な問題について明確に定めた。

(1) 損害賠償請求権の代位行使(第7条)

第7条は、第三者の権利侵害または違約行為により保険目的物を毀損した場合、保険者が損害賠償請求権を代位できることを明確にした。一方、目的物の毀損が第三者の権利侵害または違約行為によらない場合、保険者による請求権代位は不可能であるため、当該事象が発生した際には(1)損失の原因は第三者に帰すべきであるか、(2)損失の原因が第三者の権利侵害または違約行為などに関係しているか、(3)保険者の保険金給付額に妥当性があるか、の3点に注意すべきである。

(2) 保険契約者に対する請求権代位(第8条)

第8条は、保険者が保険契約者に対して請求権を代位行使できる場合について定めている。すなわち、保険契約者と被保険者が異なり、保険契約者が保険目的物に損害を与えたことにより保険事故が生じた場合、保険者が被保険者に代わり保険契約者に対する賠償請求権の行使を主張する場合、人民法院は当該主張を認めている(ただし、法律上または保険契約書上に別途定めのある場合を除く)。当該条項は、保険契約者と被保険者が悪意で保険金を獲得する行為を防止し、保険者は第三者が存在しない場合においても、請求権代位を行使できる。

(3) 請求権代位に関する訴訟プロセス(第 12、13 条)

「解釈四」は、請求権代位に関する訴訟プロセスを明示している。第 12 条は、保険者が被保険者に代位し保険事故をもたらした第三者を被告として訴訟を提起する場合、保険契約書上の権利関係ではなく、被保険者と第三者との関係により管轄法院を決定すると定めた。第 13 条では、保険者と被保険者がともに第三者に対して訴訟を提起する場合には、共同訴訟を行うことができると規定している。また、被保険者の同意があれば、保険者が被保険者に代位し提訴することができる。被保険者が同意しない場合には、共同原告として提訴することとなる。上述の2つの条項により、請求権代位訴訟に関する管轄法院および提訴のプロセスを明確にし、保険契約当事者の利益保護が図られている。

三、責任保険(賠償責任保険)における規定の明確化

責任保険は、財産保険の一種であり、現代社会においてより重要になると予想される。「解釈四」の第 14～20 条では、責任保険に関連する事項を定めている。

(1) 保険者から第三者への直接賠償(第 14 条)

「解釈四」においては、被保険者が保険者に対して、第三者へ直接賠償するよう請求できる場合について定めている。以下に記載する状況に該当する場合、被保険者は、保険法第 65 条第2項の規定により、保険者に対する請求が可能である。

- (i) 被保険者が第三者に負う賠償責任について、人民法院の裁判、仲裁により判決が確定した場合
- (ii) 被保険者が第三者に負う賠償責任について、被保険者と第三者との示談が成立した場合
- (iii) 被保険者が第三者に負う賠償責任が確定したその他の場合

保険者が保険契約書により賠償責任の範囲を確定できると主張する場合には、人民法院は当該主張を認める。当該条項は「保険法」第 65 条を補完する規定であり、保険事故が発生した後、責任保険の被保険人と第三者との間で賠償責任が確定し、保険者による追加の査定が必要ではないという前提のもと、被保険者は保険者に第三者へ直接賠償することを主張できると定めている。

(2) 保険者が保険金給付を免れない場合(第 16、17 条)

「解釈四」は、保険者が保険金給付の支払いを拒否できない状況について規定している。第 16 条では、責任保険の被保険者が共同不法行為により他者と連帯責任を負う際、保険者が当該支払金額について被保険者の負担すべき責任分担部分を超過していることを事由に保険金の給付を拒否する場合、人民法院は当該主張を認めない。一方、保険者が、保険金の支払いを履行した後に被保険者の負担すべき責任割合部分を超えて支払った金額をその他の連帯責任者に求償することについては、認められている。以上を勘案すると、保険者は原則、「保険金は先に給付し、後で求償する」ことが求められる。また、第 17 条では、責任保険の被保険者が第三者に負う賠償金額が判決で確定し、執

行プロセスに入ったが、全部または一部を弁済していない場合、第三者が適法に保険者に賠償を請求すれば、保険者が判決により賠償責任が確定していることを事由に抗弁しても人民法院は当該主張を認めないとした。したがって、保険契約書が取り交わされ、かつ賠償責任が確定した場合、保険者は直ちに賠償義務を履行することが求められる。

(3) 被保険者と第三者の和解協議に関する承認 (第 19 条)

「解釈四」においては、被保険者と第三者との賠償和解協議における保険者の最終承認について定めている。第 19 条は、責任保険の被保険者と第三者が、被保険者の賠償責任に関し和解し、かつ保険者の承認をうけているときには、被保険者が保険者に対し契約書の範囲内において保険責任を負担するよう主張する場合、人民法院は当該主張を認めるとしている。一方で、被保険者と第三者との間で達成した和解の内容が保険者の認可を得ておらず、保険者が保険責任の範囲および賠償金額を改めて査定することを主張する場合、人民法院は当該主張を認めるとしている。したがって、保険者の承認の有無が、最終的な賠償責任が和解協

議で確定するか、あるいは改めて査定するかに影響することになる。

四、まとめ

「解釈四」は、「保険法」における財産保険契約に関する保険目的物の譲渡、契約当事者の権利義務、保険請求権代位、責任保険関連事項についての法的解釈である。他にも、保険契約書の締結前に被保険者が第三者に対する賠償請求権を放棄した場合の処理規則や、保険者からの賠償後に第三者が被保険者へ重複賠償を行った場合の処理規則、および責任保険訴訟の時効などの問題についても規定されている。「解釈四」の制定・施行は、人民法院が財産保険に関する案件を適格に審理することや、保険当事者の利益保護、ならびに保険事業の発展に重要な意義を有するといえる。

潘 立冬

広東育資法律事務所
パートナー弁護士
ニューヨーク州弁護士



中山大法学部大学院指導教官 広州仲裁委仲裁員
中山大大学院法学研究科修了、米セントルイスーワシントン大ロースクール修了、1998 年中国にて弁護士登録、2004 年米ニューヨーク州弁護士資格取得。会社法、企業の合併・清算、労働法、不動産業務、知的財産保護、保険法、商法、海商仲裁および訴訟等の分野で、豊富な経験を有する。

向 菲

広東育資法律事務所
弁護士



四川大学外国語学部卒業、日本文学修士。
2015 年国家司法試験に合格。外商投資、契約法、会社法、労働法、破産・清算などの分野で経験を有する。



【China】解説 中国ビジネス法務 第31回

外資参入に関する 新ネガティブリストの施行

本間 隆浩 森・濱田松本法律事務所

一. はじめに

中国では2016年10月1日から、外資独資企業や中外合弁経営企業などの外商投資企業の管理制度が、事前審査認可制から届出制に変更された。具体的には、外商投資企業の設立および変更について、従来は一律に要求されていた商務部門による事前の審査認可が原則不要とされ、届出のみで足りることになり、外商投資企業における設立や重要事項の変更手続きが大幅に簡便化された。

他方、届出制の例外として、「外商投資参入特別管理措置」(以下、ネガティブリスト)に規定された産業分野については外資の参入が禁止または制限され、引き続き、従来どおり事前の審査認可が要求されたり、参入自体が禁止されている。当該ネガティブリストは、外資による投資全般について、産業分野ごとに禁止・制限・奨励等の取扱いを規定した基本カタログである「外商投資産業指導目録」(以下、目録)の中において、外資の参入を制限する業種(制限類)および禁止する業種(禁止類)のリストとして規定されていた。

当該目録は17年6月28日に改正され、外資による投資の制限の対象分野が大幅に削減されたばかりであったが、目録改正からちょうど1年後となる18年6月28日に、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(以下、2018年版

ネガティブリスト)が公布され、同年7月28日から施行された。この2018年版ネガティブリストは、届出制実施後の取り扱いを変更し、目録とは別のリストとして独立させたものとなっている。

さらに、上海、天津、福建、広東など合計11カ所の自由貿易試験区については、全国版の2018年版ネガティブリストとは別途、全国版よりも一部緩和が進んだ内容の自由貿易試験区用のネガティブリストが適用されており、当該リストについても2018年版の新たなリストである「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年度版)」(以下、2018年版自由貿易試験区ネガティブリスト)が18年6月30日に公布され、同年7月30日から施行されている。

これらの全国版および自由貿易試験区版の新たなネガティブリストにおいては、外資規制の削減・緩和がさらに進んでおり、日本企業をはじめとする外資企業による今後の中国投資にとって非常に重要な内容を含むことから、従来からの変更点を中心に、本稿で紹介することとする。

二. 2018年版ネガティブリスト(全国版)

(1) 概要

2018年版ネガティブリストでは、上述のとおり、ネガティブリストを目録から独立したリストとただけ

でなく、目録における従来の取り扱いのように、外資投資が制限される分野(制限類)と禁止される分野(禁止類)に分けて列挙することをやめ、規制対象の分野ごとに制限と禁止の内容をまとめて記載する方式に変更している。

さらに内容面では、外資の参入を制限または禁止する産業分野を、17年の目録における計63項目から48項目に大幅に削減しており、特に、銀行、証券、保険等の金融・サービス業や、自動車等の製造業を中心とする分野において、規制緩和が進められている。また、従来には無かった規定方法と

して、これらの緩和措置の中には、20年から22年の間で実施予定時期を明記する形で、将来的な規制の撤廃措置が含まれている。

他方、教育や文化活動に関連する分野を中心に、更に制限が強化されている分野も存在する点には注意を要する。

(2) 外資規制が緩和された分野

2018年版ネガティブリストにおいて外資規制が緩和された主な分野および緩和の内容は表1のとおりである。

【表1】2018年版ネガティブリストにおいて外資規制が緩和された主な分野

分野	業種	外資規制緩和の概要
金融分野	銀行	・中国資本の商業銀行に対する外資の出資比率制限の撤廃(従来は単独投資の場合20%、複数での投資の場合25%を超えてはならないとされていた)
	保険	・生命保険会社に対する外資の出資比率制限を従来の50%以下から51%以下に緩和 ・2021年からは出資比率規制自体が撤廃される予定
	証券等	・証券会社、証券投資基金管理会社および先物取引会社に対する外資の出資比率制限を従来の中国側持分支配の条件から51%以下に緩和 ・2021年からは出資比率規制自体が撤廃される予定
製造業	自動車	・従来は、①自動車完成車、専用自動車の製造について中国側の出資比率が50%以上、かつ②原則として同一の外国企業が設立できる同類の自動車(乗用車類、商用車類)を製造する合弁会社は2社以下とする制限あり ①外資の出資比率制限については、専用自動車および新エネルギー車についてはただちに、商用車については2020年、乗用車については2022年にそれぞれ撤廃予定 ②外国会社による同類の自動車(乗用車類、商用車類)を製造する合弁会社の設立数制限も2022年に撤廃予定
	船舶	・船舶の製造、設計および修理会社に対する外資の出資比率制限の撤廃(従来は中国側の持分支配を要求)
その他	国際海上輸送	・国際海上輸送会社に対する外資の単独投資の禁止の撤廃(従来は中国企業との合弁、合作に限定)
	資源等	・レアアースの精錬、分離に対する外資の単独投資の禁止の撤廃(従来は中国企業との合弁、合作に限定) ・タングステンの精錬への外資による投資の制限の撤廃
	インターネットサービス営業場所(インターネットカフェ等)	・外資による投資の禁止の撤廃

(3) 外資規制が厳格化された分野

教育や報道・出版、映画・文化娯楽関係など、2017年の目録で制限強化の流れが明らかとなっていた分野を中心に、外資規制が厳格化された。2018年版ネガティブリストにおいて外資規制が厳格化された主な分野および規制の内容は表2のとおりである。

また、2018年版の自由貿易試験区ネガティブリストにおいては、交通・輸送や教育・新聞出版関連などに関して、全国版には記載されていない、より詳細な規定が一部存在する。これら詳細規定の趣旨は必ずしも明らかではないものの、基本的には自由貿易試験区において全国版にはない規制を上乗せする趣旨ではなく、規制内容をより明確にする趣旨と推測される。

三. 2018年版自由貿易試験区ネガティブリスト

2018年版の自由貿易試験区ネガティブリストにおいては、主に表3記載の分野において全国版の2018年版ネガティブリストよりも更に外資規制の制限が撤廃または緩和されている。

なお、従来(2017年版)の自由貿易試験区ネガティブリストとの比較については、本稿では重ねては詳細を説明しないが、基本的には、全国版のネガティブリストと同様、金融・サービス業や、自動車等の製造業を中心とする分野において外資規制の撤

【表2】2018年版ネガティブリストにおいて外資規制が厳格化された主な分野

分野	業種	外資規制厳格化の概要
教育分野	教育	・従来の義務教育機関への投資の禁止に加え、宗教教育機関への投資も禁止
文化関連	報道・出版	・従来の報道機関への投資の禁止ならびに書籍、新聞、定期刊行物、音響映像製品および電子出版物の編集・出版に対する投資業務の禁止に加え、制作業務への投資も禁止
	映画	・従来の映画製作会社、配給会社、興業会社への投資の禁止に加え、映画導入業務への投資も禁止
	文化・娯楽	・文芸実演団体への投資が新たに禁止

【表3】2018年版自由貿易試験区ネガティブリストにおいて全国版よりも外資規制が緩和されている主な分野

分野・業種	外資規制緩和の概要
小麦、とうもろこし新品種の選抜育成および種子の生産	・自由貿易試験区ネガティブリストでは、小麦、とうもろこし新品種の選抜育成および種子の生産への投資は、中国側の持分34%以上が要件とされ、中国側持分比率要件を緩和(全国版では中国側の持分支配を要求)
石油および天然ガス採掘業	・石油、天然ガス(炭層メタンを含むが、オイル・シェールガス、オイル・サンド、シェールガス等は除く)の探査、開発への投資に係る外資独資の制限なし(全国版では中国投資者との合弁、合作に限定)
放射性鉱物の精錬および加工、核燃料の生産	・放射性鉱物の精錬および加工、核燃料の生産への投資の制限なし(全国版では禁止)
文化・娯楽	・公演仲立機構につき、中国側の持分支配要求なし(全国版では中国側の持分支配を要求) ・文芸実演団体につき、中国投資者の持分支配の要求にとどまる(全国版では文芸実演団体への投資を禁止)

廃・緩和が進められている。

四. 最後に

中国政府は 17 年以來、再三にわたって外資規制のさらなる緩和の推進に関する方針を公布しており、直近では 18 年 6 月 10 日に、國務院が「外資の積極的かつ有効な利用による経済の高品質な発展の推進に係る若干措置に関する通知」を公布し、外資の市場参入規制の緩和や投資制度の整備等の外資導入の推進に向けた方針を打ち出している。今回の 2018 年版の全国版および自由貿易試験区版のネガティブリストの制定や、外資導入の重点分野と位置付けられる金融・サービス業や自動車等の製造業での規制緩和も、当該方針に基づくものと言える。

他方、教育分野や報道・出版分野などの言論・表現に関する分野については、引き続き外資の参入は制限されることになる。また、2018 年版のネガティブリストやその他の政府の方針で規制が緩和された分野についても、当面は実務運用の中で事実上の規制を受けることもあり得ることから、油断することなく、常に実務の動向を注視していくことが重要と言える。

なお、外資規制の観点からは、外資による投資全般に関する新たな基本法である「外国投資法」について、18 年 4 月の全人代常務委員会の立法業務計画で、法案審理を同年 12 月に実施する旨が明確に規定されており、早期に制定される見込みが高まっている。「外国投資法」が制定された場合、外商投資企業を中心に重大な影響が生じることが予想されることから、同法の制定の動向についても今後は注目を要すると考える。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

本間 隆浩

(ほんま たかひろ)

森・濱田松本法律事務所

弁護士(日本・ニューヨーク州)

中小企業診断士

2007 年に森・濱田松本法律事務所に入所し、企業買収、組織再編、JV 等の M&A 取引や企業買収防衛その他会社法関連業務を中心に取り扱う。コロンビア大学ロースクールにおいて M&A 関連法制に加えて中国投資実務を学び、Weil, Gotshal & Manges 法律事務所では複数の国際カルテル案件を担当した後、14 年から 17 年まで森・濱田松本法律事務所上海オフィスにおいて執務し、現在は同事務所東京オフィスにおいて、対中投資、コンプライアンス、労働問題、紛争解決等の中国関連業務やアジア投資案件等を幅広く取り扱っている。



【アジア経済情報】

アジア経済概況

～緩やかに減速も、通貨・通商リスクに注意～

小林 公司 みずほ総合研究所

Q2の成長率は概ね低下

2018年2Q(4～6月期)のアジアでは、成長率が1Qに比べて低下した国が多かった(図表1)。

国・地域別にみると、中国の成長率は前期から三四半期ぶりに低下した。純輸出のマイナス寄与が拡大したほか、金融リスク防止の引き締め策を受けて、インフラを中心に固定資産投資が減速した。NIEsでは、香港、韓国、シンガポールが減速した。特に香港は、前期の高成長からの反動で9四半期ぶりのマイナス成長となり、内外需ともに減少した。韓国は、主力の半導体を中心に輸出が底堅く推移したものの、投資と消費が振るわな

かった。なお、シンガポールの減速は輸入の拡大が主因であり、内需が弱かった訳ではない。対照的に、台湾は加速したものの、輸入の減少が主因であり、むしろ内需は振るわなかった。

ASEAN5では、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムが減速したものの、マレーシアを除き景気の実態は悪くなかった。そのマレーシアは、間接税制の変更で消費が一時的に上振れた他は、各需要項目が低迷した。これに対し、フィリピンの減速は、堅調な内需を反映した輸入の急増によるものだった。また、タイとベトナムは前期の高成長に比べて減速こそしたものの、内需および外需とも総じて堅調さを保った。一方、インドネシアは小幅に加速した。消費などの内需が堅調だった。インドの成長率は2年ぶりの+8%台に加速した。所得増加や稼働率上昇を背景として、消費と投資が堅調だった。

19年にかけて輸出拡大の勢いは和らぐ見通し

18～19年を展望すると、世界経済の拡大およびITサイクルのいずれもピークアウトが想定される。このため、アジアの輸出は次第に伸びを鈍化させることになるだろう。

中国は、米中貿易摩擦で景気の先行き不透明感が高まっていたが、政府が金融財政政策によ

【図表1】実質GDP成長率

(単位: 前期比年率、%)

	2017			2018	
	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6
韓国	2.6	5.7	▲ 0.8	4.1	2.4
台湾	2.7	4.0	4.8	1.3	1.6
香港	3.5	2.9	3.4	8.7	▲ 0.9
シンガポール	2.8	11.2	2.1	2.2	0.6
タイ	5.2	4.2	1.8	8.5	4.1
マレーシア	5.1	7.2	4.2	5.6	1.1
フィリピン	8.2	6.9	5.6	5.9	5.3

(単位: 前年比、%)

中国	6.9	6.8	6.8	6.8	6.7
インドネシア	5.0	5.1	5.2	5.1	5.3
ベトナム	6.3	7.5	7.7	7.5	6.8
インド	5.6	6.3	7.0	7.7	8.2

(資料) 各国・地域統計、CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

り下支えを強める方向に転換したため、失速を回避して緩やかな減速にとどまると予測される。NIEs は、輸出依存度が高いため、世界経済の拡大およびITサイクルのピークアウトを反映し、輸出を中心に景気拡大ペースは鈍化するとみられる。

ASEAN5は、総じて緩やかな減速が見込まれる。NIEs と同様に輸出が鈍化するほか、内需依存度の高いインドネシアとフィリピンでは5月以降の連続利上げが内需を冷ます要素となる。ただしインドネシアについては、来年の国政選挙に向けた関連支出が下支えとなり、成長率は横ばいに保たれそうだ。インドでも6月以降の連続利上げが時間差を経て影響を及ぼすことで、19年にかけて緩やかに減速するだろう。

資金流出・通貨下落と、米中貿易摩擦のエスカレートがリスク要因

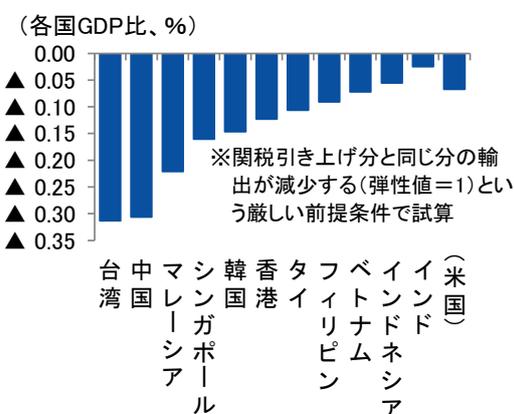
リスク要因としては、新興国の資金流出・通貨下落の強まりが挙げられる。現時点のアジア諸国の外貨準備状況からすると対外債務不履行のリスクは限定的だが、資金流出と通貨下落が続く場合、通貨安に伴う輸入インフレや、通貨防衛の利上げの影響で内需が冷え込むことは懸念される。

米中貿易摩擦の激化もリスク要因だ。米国による対中輸入2,000億ドル分への制裁関税までを考慮しても、当事国およびサプライチェーンを通じたアジア各国の輸出への影響は限定的だが(図表2)、摩擦がエスカレ

ートする場合は不安心理が強まり、投資や消費も下振れする恐れがある。

18年と19年の成長率は、中国が+6.6%と+6.4%、NIEs が+2.8%と+2.5%、ASEAN5が+5.3%と+5.0%、インドが+7.6%と+7.3%と予測する。アジア全体は+6.2%と+6.0%で、緩やかに低下する見通しだ(図表3)。

【図表2】 米中貿易摩擦による輸出の下振れ試算



(注)①米国による鉄アルミ輸入関税、②米国による対中500億ドル輸入関税、③中国による対米500億ドル輸入関税(以上は導入済み)、④米国による対中2000億ドル輸入関税(本稿執筆時点で検討中)について、米中のみならず、両国とのサプライチェーンを通じたアジアへの影響を試算。
(資料)OECD TiVA より、みずほ総合研究所作成

【図表3】 アジア経済見通し総括表

	(単位:%)					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
アジア	6.4	6.2	6.2	6.1	6.2	6.0
中国	7.3	6.9	6.7	6.9	6.6	6.4
NIEs	3.5	2.1	2.3	3.2	2.8	2.5
韓国	3.3	2.8	2.9	3.1	2.7	2.6
台湾	4.0	0.8	1.4	2.9	2.5	2.4
香港	2.8	2.4	2.2	3.8	3.5	2.4
シンガポール	3.9	2.2	2.4	3.6	3.2	2.7
ASEAN5	4.6	4.9	4.9	5.3	5.3	5.0
インドネシア	5.0	4.9	5.0	5.1	5.2	5.2
タイ	1.0	3.0	3.3	3.9	4.2	3.0
マレーシア	6.0	5.1	4.2	5.9	5.2	4.8
フィリピン	6.1	6.1	6.9	6.7	6.3	6.2
ベトナム	6.0	6.7	6.2	6.8	6.9	6.6
インド	7.0	7.6	7.9	6.2	7.6	7.3
(参考)中国・インドを除くアジア	4.2	3.8	3.9	4.5	4.4	4.1
(参考)中国を除くアジア	5.4	5.4	5.7	5.3	5.8	5.6

(注)実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる2016年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。
(資料)各国・地域統計、CEIC Data、IMFより、みずほ総合研究所作成

Back Issues

2017年1/2月発行 第69号

- ・ 2017年下期為替市場の回顧と2018年の見通し
- ・ 香港の賃金動向～2017年の回顧と18年の展望～
- ・ Vietnam: ベトナム企業を対象とするM&Aの法律上・実務上のポイント
- ・ Vietnam: 国家証券委員会のオフィシャルレターの有効性
- ・ Vietnam: ベトナムの付加価値税還付に関する現行制度の問題点とその改正
- ・ Australia: 豪州移転価格税制
- ・ Malaysia: 2018年度マレーシア予算案における税制改正
- ・ India: インドビジネス最新情報 [28] BEPSアクションプランに対応する移転価格文書化への取り組み
- ・ China: 中国における税関調査～一般的な流れと対応

2018年3月発行 第70号

- ・ 不動産投資の実務と留意点[1]～不動産投資マーケットの現状～
- ・ 動き出す「広東・香港・マカオ・ベイエリア」構想
- ・ Vietnam: 移転価格に関する法人税申告時の提出資料
- ・ India: インドの税制 [67]2018年インド予算案の概説
- ・ Thailand: タイにおけるBEPSへの取り組み状況および移転価格税制アップデート
- ・ Taiwan: 台湾における所得税法の条文改正草案
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務 [29]中国における環境保護税の導入
- ・ Hong Kong: 香港における移転価格税制の概要

2018年4月発行 第71号

- ・ 不動産投資の実務と留意点[2]～外資による不動産投資～
- ・ 広東省東西北部への進出－梅州市の投資環境
- ・ Vietnam: BEPS行動計画4にかかるベトナムの動き
- ・ India: インドビジネス最新情報[29]GSTとE-Way Billの導入
- ・ Singapore: シンガポール 2018年度予算案における税制改正
- ・ China: 企業家の法的権益を保護するための健全な法的環境の構築に関する最高人民法院と最高人民検察院の解釈
- ・ Hong Kong: 香港証券取引所～議決権種類株式の上場解禁に向けた動き
- ・ M&Aと事業分離(前編)～取引における留意点とコンプライアンス～

2018年5月発行 第72号

- ・ 勃興する深圳ベンチャー企業～紅いシリコンバレーで何が起きているのか～
- ・ 香港における介護市場の概況と課題
- ・ Indonesia: さらにハードルが高くなった中小企業の投資
- ・ Vietnam: 小売業の外資規制～ENTの免除条件の明確化
- ・ India: インドの税制 [68]インド 2018年予算案およびGSTの最新動向

- ・ Philippines: フィリピンにおける税制改正
- ・ China: 中国現地法人の内部統制
- ・ China: 「受益所有者」にかかる最新公告の解説
- ・ M&Aと事業分離(後編)～取引における留意点とコンプライアンス～

2018年6月発行 第73号

- ・ 香港ビジネス展開先として中国を再評価する日本企業～2018年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・ 拡大するフィリピンの消費市場と参入障壁
- ・ 岐路に立つ広交会
- ・ India: 日印の人的役務提供等に係る源泉所得税
- ・ Vietnam: ベトナムにおいて財務・税務デューデリジェンスを実施する際の留意点
- ・ Malaysia: マレーシア GST 廃止と SST 再導入
- ・ China: 個人情報安全規範の施行
- ・ China: BEPS13に基づく中国の新文書化制度～現地法人が取るべき対応の検討～
- ・ China: 中国仲裁における司法審査と報告承認にかかる新規定
- ・ Hong Kong: 香港における労働法制と改正見通し

2018年7/8月発行 第74号

- ・ 2018年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ 北京市における工場移転の実態および直近の政府政策
- ・ Vietnam: 駐在員事務所の設立および運営の留意点
- ・ Thailand: タイにおける非公開会社の組織再編手法に関する解説
- ・ India: インドの税制 [69]: インド会社におけるコーポレートガバナンス
- ・ Philippines: 小売業に関する外資規制
- ・ China: 環境保護規制による企業移転に関する政策の整理と日系企業移転時の注意点
- ・ Taiwan: 台湾での内部留保課税の概要と所得税法改正内容

2018年9月発行 第75号

- ・ 韓国主要産業の動向と韓国企業の成長戦略
- ・ 江西省九江市におけるローエンド製造業の移転候補先
- ・ India: インドビジネス最新情報 [30]外国直接投資の概況および報告制度の変更点
- ・ Vietnam: ベトナムにおける不正事例とその防止策
- ・ Malaysia: SST(売上税、サービス税)の概要
- ・ China: 企業所得税損金算入証憑に関する最新政策
- ・ Hong Kong: 香港における2018年度税制改正の概要
- ・ Hong Kong: 行方不明の少数株主が存在する香港非上場会社の完全子会社化
- ・ Hong Kong: 外国子会社合算税制に関するQ&Aの解説と在港日系企業への影響

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6628-9208

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。